

平成28年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

平成28年度に係る定期監査の結果については、平成29年5月12日、7月14日及び9月5日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（北海道公報第2883号、2901号及び第2915号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 一般会計及び特別会計

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 不適切な会計処理等を行っているもの	
<p>《指摘事項》</p> <p>(1) 物品購入等の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、15件、148万2,192円あった。</p> <p>また、書面により支出の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、上記を含め、19件、166万8,599円あった。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>	<p>物品購入等の契約及び支出に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 物品購入等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、19件、377万4,048円あった。</p> <p>また、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、上記を含め、20件、496万2,048円あった。</p> <p style="text-align: right;">(経済部)</p>	<p>物品購入等の契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 生活保護費返還金収入において、歳入を分割して納入させる処分を行ったときは、納期の到来するごとに調定し、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これらが遅延しているものが、平成27年度及び28年度において、70件、34万2,100円あった。</p> <p style="text-align: right;">(石狩振興局)</p>	<p>生活保護費返還金収入の調定及び納入の通知に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 生活保護費の支給開始に当たっては、資産や収入の状況などの必要な調査を行い、生活保護の要否や保護支給額を決定しなければならないが、この決定を行わずに生活</p>	<p>生活保護の支給開始に当たっては、関係法令等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、生活保護関係職員研修において</p>

<p>保護費を支給しているものがあり、また、支給開始後においては、訪問調査等を実施することにより、収入状況等を把握しなければならないが、これを把握しないまま、生活保護費を支給したことから、平成25年度から平成28年度までにおいて、過大に支給しているものが、7件、577万421円、過少に支給しているものが、1件、1万5,406円あった。(後志総合振興局)</p>	<p>保護事務の手順や手続き等に関し、具体的な助言指導及び指示を徹底するとともに、公務員倫理研修において、職員の不祥事防止に向けた注意喚起や法令遵守の指導の徹底を図りました。</p> <p>なお、過大支給分については、返還を決定し、現在分割により徴収中です。</p>
<p>(5) 物品修繕の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、2万9,160円あった。</p> <p>また、当該支出については、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これが遅延していた。(上川総合振興局)</p>	<p>物品修繕の契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、支払を遅延しないなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 公用車による交通事故により相手方に損害を与えたときは、道による賠償手続きを経て、支払を行わなければならないが、事故の当事者である運転者が必要な事故報告を行わず、相手方車両の修繕費の一部を私費により支払っているものが、1件、10万円あった。(上川総合振興局)</p>	<p>公用車による交通事故の事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(7) 物品購入等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、7件、41万1,777円あった。</p> <p>また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、この期限を超えて支出していた。(教育庁)</p>	<p>物品購入等の契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(8) 単身赴任手当について、支給要件を欠くこととなったときは、速やかに届出を行わなければならないが、この届出を行わなかったことから、平成26年4月分から平成29年2月分までの期間において、過払いとなっているものが、1名分、93万7,200円あった。(教育庁)</p>	<p>単身赴任手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、単身赴任手当の受給者全員から毎年、手当の事後確認時において、単身で生活することを常況とする申立書を徴取し事実確認するなどして、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(9) 平成26年度の旅行依頼に係る旅費について、支出の事務処理を怠り、私費により支払っているものが、1件、2万8,690円、支出が遅延しているものが、5件、10万6,190円、未払いとなっているものが、3件、4万8,100円、計9件、18万2,980円の</p>	<p>講師等の旅費に係る支出事務に当たっては、複数の職員が支出状況を定期的に確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>不適切な事務処理があった。 (渡島教育局)</p>	
<p>(10) 教育研究活動促進事業費補助金において、交付の申請があったときは、その内容を調査し、速やかに補助金の交付の決定等を行わなければならないが、これを行わず、私費により申請者の口座に振り込んでいるものが、平成25年度から平成27年度までの期間において、3件、110万円あった。 (オホーツク教育局)</p>	<p>補助金に係る事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、管理職が担当者に行うべき事務手続きを明確に指示するとともに、処理状況を定期的に確認することで内部牽制の徹底を図るなど、適正な事務処理に努めます。 具体的には、補助金に係る通知や報告を発出する際は、管理職員及び担当者以外の職員にも同時に送付（CC メール）するなどにより情報を共有するとともに、財務会計システム出力帳票を活用し、管理職員も含め複数の職員により予算執行状況の確認を行うなど予算の執行管理を徹底します。</p>
<p>2 収入確保の観点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>《指摘事項》 収入未済額が1億円以上となっているもの 【道税収入】 道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置し収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金等の差押えなどの強化やコンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。 道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（総務部）</p>	<p>道税収入については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。 具体的には、個人道民税については、全ての市町村と個別に徴収対策に関する意見交換を実施し、徴収嘱託の対象市町村の拡大や市町村への道職員の派遣など、市町村の実態に即した効果的な徴収対策を講じるとともに、引き続き、特別徴収の徹底の推進に取り組みます。 自動車税については、納税催告を効率的に行うほか、預貯金や給与の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組みます。 また、新たな収入未済額の発生防止については、引き続き、道税広報の充実強化やインターネットを利用したクレジットカード納税について広く周知を図り、納期内納税の推進に努めるほか、平成30年度からは自動車税以外の税目についてもコンビニ納税が利用できるよう拡大して、新たな収入未済額の発生防止に努めます。</p>
<p>【税外諸収入】 ア 母子福祉資金貸付金収入等 母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、特に一部の収入金におい</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金については、貸付時に面談を実施し、償還の意識付けを図っています。 滞納者に対しては、電話や文書、戸別</p>

<p>ては、長期間にわたり文書や電話等による催告を行っていないものなど、滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (保健福祉部)</p>	<p>訪問による催告に引き続き取り組むこととし、さらに、毎年9月から12月までの4箇月間を償還促進特別対策期間として、夜間の電話催告や訪問など、集中的に償還促進を図ることを目的とした償還促進特別対策事業を実施するほか、連帯保証人への履行の請求、口座振替払いの励行を行います。</p> <p>また、長期にわたる滞納者等については、民間の債権回収会社への委託を行うなど、未収金の効果的、効率的な回収の取組を進め、収入未済額の縮減に努めます。</p> <p>児童保護措置費徴収金に係る収入未済については、社会福祉課と児童相談室と連携をしながら滞納世帯の生活状況の把握に努め、引き続き電話や文書による催告活動を徹底します。</p>
<p>イ 中小企業高度化資金貸付金収入等 中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 (経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済については、従来の収入の確保の取組に加え、平成21年度から、債権管理回収業務を債権回収会社に委託し、収入未済額の解消に努めているところです。</p> <p>今後とも委託先債権回収会社や関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保に努め、収入未済額の解消を図ります。</p>
<p>ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。 (水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決めて、集中的に直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済の発生の抑制を図る等の取組を行っているところであり、引き続き、未収金回収業務を債権回収会社へ委託するなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、なお一層の収入未済額の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については引き続き、面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p>エ 道営住宅使用料収入等 道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、これまでの取組を継続的に行うことに加え、滞納を未然に防止するため、</p>

<p>託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(建設部)</p>	<p>口座振替の利用や生活保護受給者に対する代理納付を促進し、収入未済額の縮減と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>堤塘使用料の収入未済額については、各建設管理部に対して、TV会議により滞納整理事務に係る研修を実施し、職員個々の滞納整理事務に対する知識の向上を図ったほか、毎月提出される滞納整理状況の内容を確認し、指導、助言を行っています。</p> <p>また、各建設管理部から「高額滞納者への滞納計画」と「少額滞納者の調査票」の提出を受け、滞納者毎の対応方針や処理計画について、指導、助言を行っています。</p> <p>土地区画整理事業資金貸付金の収入未済額については、引き続き債務者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続しつつ、組合経営の健全化により貸付金返済財源が確保されるよう、認可庁の関与を強く求めることに重点を置き、収入未済の解消に努めます。</p>
<p>オ 放置違反金収入</p> <p>放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、動産の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、担当職員の休日における催告の実施など徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(警察本部)</p>	<p>放置違反金収入については、従前からの取組のほか、住民基本台帳ネットワークサービスを活用して滞納者情報の早期把握に努めているところですが、財産調査の徹底と預貯金や給与、動産などの差押えを強化するほか、柔軟な勤務体制による滞納処分の効率的執行と、分納による自主納付を促すなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じて、引き続き、収入未済の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 収入未済額が1,000万円以上となっているもの 【税外諸収入】 ア 農業改良資金貸付金収入</p> <p>農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。(農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査などを実施するとともに、引き続き、収入未済の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催告などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p>イ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針等を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金については、滞納者</p>

<p>取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (教育庁)</p>	<p>から経済状況や今後の償還見通しについて文書で報告を受けたり、所在不明者の戸籍照会及び長期滞納者の保証人への催告強化などに加え、短期滞納者には、督促状の指定期限までに納付しない場合、速やかに催告を行い滞納の長期化の防止に取り組んでいるところであり、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、未納者に係る債権管理について、教育局が授業料等債権管理票をもとに電話や文書による催告を実施するほか、滞納者への家庭訪問を行い、面談により現状を正確に把握することで、個々の滞納者の実情に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなどの取組を行っており、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p>3 経済性、効率性及び有効性の観点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 需用費</p>	
<p>《指摘事項》 車庫洗車機に係る電気料金及び水道料金の支出において、故障により洗車機を使用していないにもかかわらず、電気料金等を支払い続けていることから、不経済な支出となっているものが、10万5,876円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>当該洗車機に係る電気及び水道の供給を休止しました。 今後は他の各施設に係る電気・水道の使用実態把握に努め、状況に応じて適宜供給の一時休止等を検討します。</p>
<p>イ 役務費</p>	
<p>《指導事項》 産業廃棄物の処理に係る契約において、産業廃棄物の処分数量については、処分後に産業廃棄物管理票により確定が可能であることから、当該数量による契約金額の確定を行う契約とすることが可能であったが、これを行わず、当初の処分予定数量に基づく金額で支払ったため、不経済な支出となっているものが、1件、1万4,688円あった。 (旭川中央警察署)</p>	<p>産業廃棄物の処分契約については、契約内容を十分に確認し、不経済な支出が発生しないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 財産に係る事項</p>	
<p>公有財産</p>	
<p>《指導事項》 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取</p>	<p>未利用地のうち、利用見込みのない土地については、これまで民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情</p>

<p>り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度処分面積 233,105㎡ 平成29年3月末未利用地面積 2,977,104㎡ (総務部) 	<p>報提供を行うとともに、建物付き売却促進などを行ってきたところです。</p> <p>今後も引き続き、効果的な売却促進策を執り進めるとともに、より購買者ニーズに即した情報提供に努め、一般競争入札等による成約率の向上を図るなど、遊休資産の処分促進に努めます。</p>
<p>4 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 予算に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》</p> <p>機器の保守に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、8万7,804円あった。 (後志教育局)</p>	<p>機器の保守に係る契約を締結するに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 収入に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》</p> <p>ア 心身障害者扶養共済掛金収入について、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書、電話等による催告を行わなければならないが、滞納者ごとの滞納額の把握を適切に行っていなかったことなどから長期間これを行わず、不納欠損処理も行っていなかった。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (保健福祉部)</p>	<p>徴収事務取扱要綱の改正（平成29年4月1日）を行い、定められた期間の督促・催告の実施に努めており、今後も滞納者の適切な管理を行い再発防止に努めます。</p> <p>過年度分の滞納者については、滞納整理票の作成及び精査が終了したことから、順次催告を行い、適切な滞納整理を行います。</p>
<p>イ 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに、調定することとされているが、委託業務において発生した余剰金について、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、平成27年度歳入とすべきところ、平成28年度歳入としているものが、1件、579万3,571円あった。 (経済部)</p>	<p>随時の収入に関する事務に当たっては、職員に関係法令等の周知徹底を図り、収納すべき原因が発生する都度、直ちに調定するよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>ア 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払いの契約締結後、直ちに調定しなければならないが、相当期間経過後に調定を行ったことから、平成27年度歳入とすべきところ、平成28年度歳入としているものが、4件、1万3,866円あった。</p> <p>また、物品を売り払うときは、代金の完納後に引き渡さなければならないが、代金の完納前に引き渡していた。 (総務部)</p>	<p>物品の売払いに当たっては、関係法令等を遵守し、収納すべき原因の発生の都度、直ちに調定するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 道路占用料について、調定をした後において、調定金額の誤り等変更の事由が生じた場合には、直ちに、調定の変更をしなければ</p>	<p>道路占用料の調定においては、関係法令等を遵守し、調定前に金額等のチェックを入念に行うなど、適正な事務処理に</p>

<p>らないが、これを行わないまま、正当金額により作成した納入通知書を納入義務者に送付しているものがあつた。(渡島総合振興局)</p>	<p>努めます。</p>
<p>ウ 子どものための教育・保育給付費道費負担金において、負担金の額の確定により支払い済みの負担金の一部を返還させる場合は、調定書により調定し、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これらが遅延しているものがあつた。 また、返還期限を、額の確定の通知をした日から90日以内において定めなければならないが、これを超えていた。(留萌振興局)</p>	<p>負担金額の確定により支払い済みの負担金の一部を返還させる場合にあつては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 今後は、必要な事務処理を記載したリストを作成し処理の漏れがないようにするとともに、週次打合せにより、係内で処理状況及び進捗状況の確認を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>エ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。(留萌振興局)</p>	<p>収入取扱員等の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 児童保護措置費徴収金収入において、歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これが遅延しているものがあつた。(根室振興局)</p>	<p>児童保護措置費徴収金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納税通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これを行っていないものがあつた。 また、このことから、後納郵便料金の支出において、納付期限までに自動車税の納付がないものとして必要のない督促状を送付したものが、589通分、4万6,849円あつた。(札幌道税事務所)</p>	<p>納税通知書の送付に当たっては、送付先や送付物の内容等を十分に確認し、誤送付を行わないよう、再発防止に努めます。</p>
<p>キ 行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料の徴収については、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものがあつた。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。(原子力環境センター)</p>	<p>自動販売機の設置に係る電気料の徴収については、毎月の専用メータの使用量を確認後、速やかに調定を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ク 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に、庁内領収の場合にあつては毎日、出張徴収の場合にあつては帰庁した日などに、検査をさせなければならないが、出張徴収に係る検査を行っていないものや、庁内領収に係る検査を収納した日に行っていないものがあつた。(農業大学校)</p>	<p>収入取扱員の収納事務については、関係法令等に基づき、適正に日常検査を行うよう努めます。</p>
<p>ケ 収入取扱員等の収納事務については、あら</p>	<p>収入取扱員等の収納事務に当たって</p>

<p>はじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。(選挙管理委員会事務局)</p>	<p>は、検査員が不在の場合に備え、検査員を複数指定するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>コ 高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受け、過納となつたときは、過納となつた授業料を還付しなければならないが、平成27年度の還付手続を長期間行っていないものがあつた。 (札幌白陵高等学校、大麻高等学校)</p>	<p>高等学校等就学支援金の受給資格の認定や授業料徴収事務に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、認定後、高等学校等就学支援金受給権者台帳と授業料等処理一覧表を照合し、還付の必要性や処理状況を複数の職員で確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>サ 公宅料の徴収において、公宅料管理システムへ登録する駐車場貸付台数の報告を誤つたため、駐車場貸付料として徴収すべき額が不足しているものが、1名分、8,000円あつた。 (函館養護学校)</p>	<p>公宅料の徴収において、新たに給与から公宅料を控除する職員がいる場合は、公宅料管理システムの入力内容や、管理部局別公宅料・駐車場貸付料収入内訳書、給料等支給明細書等を必ず複数の職員で確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未徴収となつていた駐車場貸付料については、徴収の処理を行いました。</p>
<p>シ 収納事務の日常検査において、検査を受けようとする収入取扱員又は代行者は、検査員を兼ねることができないものとされているが、これを兼ねて検査を実施しているものがあつた。 (北見工業高等学校)</p>	<p>収納事務の日常検査員を指定するに当たっては、検査員が収入取扱員又は代行者を兼ねることがないように、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ス 放置違反金に係る滞納処分において、滞納者に滞納処分をすることができる財産がないなど一定の要件に該当すると認めるときは滞納処分の停止が可能であり、その状況が3年間継続したときは、その停止に係る放置違反金の納付義務は消滅することとなるが、3年を経過する前に行うこととされている資力回復状況等の事後調査を適切に行わずに不納欠損処理しているものが、1件、1万5,000円あつた。 (警察本部)</p>	<p>放置違反金の債権管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 報酬</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償については、職務に従事したときの翌月10日までに、支給することとされているが、支給が遅延しているものが、1名、13箇月分、31万3,262円あり、このうち、年度を超えて支給しているものが、10箇月分、26万220円あつた。 (空知教育局)</p>	<p>特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に当たっては、執行計画及び執行状況を定期的に確認し、支給漏れ等のないように努めます。</p>
<p>(4) 特別職非常勤職員の報酬について、付与すべき年次有給休暇の時期及び日数を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、</p>	<p>特別職非常勤職員の報酬の支給に当たっては、特別職非常勤職員の取扱要綱及び運用方針を改めて確認し、年次有給</p>

<p>過払いとなっているものが2件、2万3,100円あり、さらに、平成27年度において、年次有給休暇の取得が可能であったが、欠勤として処理したことから、未支給となっているものが3件、3万6,300円あった。 (空知教育局)</p>	<p>休暇の付与等に関して支給漏れのないように努めます。</p>																																		
<p>(ウ) 報酬の支出において、特別職非常勤職員の任用については、任用決定の上、辞令を交付して行うこととされているが、任用決定をせずに市町村に派遣し業務を行わせ、報酬を支給しているものが、10名分、640万2,000円あった。 (後志教育局)</p>	<p>特別職非常勤職員の任用に当たっては、関係法令等を遵守し、決定手続きが完了しているか確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>																																		
<p>《指導事項》 (7) 非常勤の委員等に対する報酬の支給については、職務に従事したときの翌月10日までに支給することとされているが、支給が遅延している部局が、計5部局あり、その合計は、延べ102名分、100万円であった。 (単位:名、円)</p> <table border="1" data-bbox="204 887 874 1245"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>非 常 勤 の 委 員 等 の 名 称</th> <th>人 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総 務 部</td> <td>北 海 道 防 災 会 議 委 員</td> <td>8</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>北 海 道 政 策 評 価 委 員</td> <td>7</td> <td>64,000</td> </tr> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>北 海 道 障 が い 者 施 策 推 進 審 議 会 意 思 疎 通 支 援 部 会 委 員</td> <td>17</td> <td>153,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経 済 部</td> <td>北 海 道 商 工 業 振 興 審 議 会 委 員</td> <td>19</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>北 海 道 観 光 審 議 会 委 員</td> <td>13</td> <td>131,000</td> </tr> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>大 規 模 小 売 店 舗 立 地 審 議 会 委 員</td> <td>10</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>十 勝 総 合 振 興 局</td> <td>大 規 模 小 売 店 舗 立 地 審 議 会 委 員 等</td> <td>28</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>102</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	非 常 勤 の 委 員 等 の 名 称	人 数	金 額	総 務 部	北 海 道 防 災 会 議 委 員	8	80,000	北 海 道 政 策 評 価 委 員	7	64,000	保 健 福 祉 部	北 海 道 障 が い 者 施 策 推 進 審 議 会 意 思 疎 通 支 援 部 会 委 員	17	153,000	経 済 部	北 海 道 商 工 業 振 興 審 議 会 委 員	19	192,000	北 海 道 観 光 審 議 会 委 員	13	131,000	胆 振 総 合 振 興 局	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 審 議 会 委 員	10	100,000	十 勝 総 合 振 興 局	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 審 議 会 委 員 等	28	280,000	計		102	1,000,000	<p>委員等に対する報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
部 局 名	非 常 勤 の 委 員 等 の 名 称	人 数	金 額																																
総 務 部	北 海 道 防 災 会 議 委 員	8	80,000																																
	北 海 道 政 策 評 価 委 員	7	64,000																																
保 健 福 祉 部	北 海 道 障 が い 者 施 策 推 進 審 議 会 意 思 疎 通 支 援 部 会 委 員	17	153,000																																
経 済 部	北 海 道 商 工 業 振 興 審 議 会 委 員	19	192,000																																
	北 海 道 観 光 審 議 会 委 員	13	131,000																																
胆 振 総 合 振 興 局	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 審 議 会 委 員	10	100,000																																
十 勝 総 合 振 興 局	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 審 議 会 委 員 等	28	280,000																																
計		102	1,000,000																																
<p>(イ) 北海道社会教育委員に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、10名分、10万1,000円あった。 (教育庁)</p>	<p>北海道社会教育委員に対する報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>																																		
<p>イ 職員手当等</p>																																			
<p>《指摘事項》 (7) 扶養手当等の支給において、被扶養者が雇用保険法に基づく基本手当の受給により、扶養親族としての要件を欠くこととなったときは、速やかに届出を行わなければならないが、この届出を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、10万2,511円あった。 (総務部)</p>	<p>扶養手当等の支給に当たっては、職員からの届出の失念を防止するため、届出者に対し、離職等による扶養手当認定時の添付書類である収入状況等申出書に、基本手当に関する受給資格の有無等の記載を求めることとし、また、認定権者においては、基本手当の受給時期等に届出者に対して連絡・確認した事項を記録するなど、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>																																		
<p>(イ) 時間外勤務手当等の支給において、公用車を運行した場合の時間外勤務手当等の対象と</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に</p>																																		

<p>なる職員は、現に公用車の運行業務を行った職員に限られることとされているが、同乗している職員に対し、これら手当を支給したことから、時間外勤務手当が過払いとなっているものが2名分、9,932円、休日勤務手当が過払いとなっているものが8名分、5万435円あった。</p> <p>また、公用車の運行業務に従事したにも関わらず、当該時間に対し、時間外勤務手当を支給しなかったことから、未支給となっているものが、2名分、4,926円あった。</p> <p>(根室振興局)</p>	<p>努めます。</p> <p>なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、普及事務に、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっているものが、1名分、4万332円あった。</p> <p>(石狩振興局)</p>	<p>農林漁業普及指導手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(4) 特殊勤務手当の支給において、用地取得等業務手当については、公共用地の取得等に係る交渉の業務のため外勤又は出張を命ぜられ、その業務に従事したときに支給することとされているが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、2名分、5,200円あった。</p> <p>(後志総合振興局)</p>	<p>用地取得等業務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(ウ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、1名分、1万円あった。</p> <p>(東京事務所)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(イ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、4名分、4万1,000円あった。</p> <p>(教育庁)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係規則等を遵守し、書類を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(オ) 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件の適用を誤ったことから、過払いとなっているものが、27名分、9,000円、未支給となっているものが、11名分、2,600円あった。</p> <p>(教育庁)</p>	<p>特殊勤務手当の支給に当たっては、「実績に基づく諸手当支給に係るチェックマニュアル」を活用し、関係書類等を十分に確認の上、事務処理を行うよう関係教育委員会に通知しました。</p> <p>なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。</p>

<p>(カ) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとなるが、当該時間に満たないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万2,000円あった。(札幌真栄高等学校)</p>	<p>特殊勤務手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めるよう随時指導等で指導に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(キ) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うものに従事した場合などに支給することとなるが、当該業務に従事したにもかかわらず、未支給となっているものが、2名分、8,500円あった。(富良野高等学校)</p>	<p>特殊勤務手当の支給に当たっては、業務に係る報告書類と出勤簿、休暇処理簿等との照合・確認を十分に行うなど、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(ク) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当のうち、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務については、週休日等に4時間程度従事した場合に支給することとなるが、正規の勤務時間が割振られた日の業務を対象としたことから、過払いとなっているものが、2名分、1万8,000円あった。 また、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、当該業務に従事したにもかかわらず、未支給となっているものが、1名分、200円あった。(上川高等学校)</p>	<p>教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については返納及び追給の処理を行いました。</p>
<p>ウ 賃金</p>	
<p>《指導事項》 (7) 臨時職員に対する賃金の支給において、減額すべき欠勤時間及び1時間当たりの単価を誤ったことなどから、過払いとなっているものが、6名分、6,044円あった。(建設部)</p>	<p>臨時職員に係る賃金の支給事務に当たっては、「臨時職員取扱要綱」等、関係法令・要綱等に基づき、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(イ) 臨時職員の有給休暇については、全労働時間の8割以上を勤務した場合、継続して2箇月間経過したときに3日、6箇月間経過したときに通算10日付与できるとされているが、2箇月間経過時に3日付与し、さらに5箇月間経過時に3日を付与したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万6,676円あった。(日高振興局)</p>	<p>臨時職員に係る賃金の支給事務に当たっては、「臨時職員取扱要綱」等、関係法令・要綱等に基づき、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>エ 報償費</p>	
<p>《指導事項》</p>	

<p>講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を作成しているものが、3件、3万円あった。(教育庁)</p>	<p>講師謝金に係る報償費の執行に当たっては、会議の開催前に、支出負担行為の決定手続きの完了確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 旅費</p>	
<p>《指導事項》 (7) 旅費の支給において、用務終了後、復路の途上で私事滞在したときは、私事滞在地からの旅費は支給できないが、これを支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,200円あった。(水産林務部)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、添付された領収書に宛名の記載がないものがあった。(留萌振興局)</p>	<p>航空機を利用する旅費の執行に当たっては、再発防止に向け、関係職員に対して再度内容の周知徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 児童生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算をするときは、旅費請求書に現に支払った額を証明する書類として、旅行代理店等が発行する個人ごとの領収書又は支払証明書を添付することとされており、これらが得られないときは、学校全体の領収書等に学校長が証明した個人ごとの内訳書等を添付し確認することとされているが、これらが添付されていなかった。(函館水産高等学校)</p>	<p>生徒引率用務に係る旅費の支給において、概算払された旅費の精算に当たっては、領収書又は支払証明書、個人ごとの内訳書など添付書類の確認を十分に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 需用費</p>	
<p>《指摘事項》 交通信号機等に係る電気料金請求書の提出を受けたときは、その請求内容などについて根拠等を調査した上、支払をしなければならないが、移設工事等に伴って撤去した交通信号機等に係る電気料金の請求に対する確認を十分に行わず支払い続けたことから、平成23年度から平成28年度までの間に電気料金が過払いとなっているものが、184施設、1,614万7,927円あった。 また、交通信号機等を設置し、新たに電気の供給を受けようとするときは、電力会社に申込みを行い、施設ごとに使用に応じた電気料金を支払うこととなるが、長期間にわたり電気料金の請求がされていないにもかかわらず、その原因等を確認せず、平成28年度末において電気料金の請求を受けないままとなっている交通信号機等が63施設あった。(警察本部)</p>	<p>交通信号機等に係る電気料金の支払に当たっては、請求書を受理した際に請求内容を十分確認するとともに、電力会社との双方において確認行為を適切に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>キ 役務費</p>	

<p>《指摘事項》 役務費の執行については、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為に相当する行為を行わなければならないが、これが遅延しているものが、2件、7万830円あった。 また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしていないことから、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、これが遅延していた。 (土別警察署)</p>	<p>役務費の執行に当たっては、関係法令等に基づき適切に行うよう、改めて関係職員に対し周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 役務費の執行において、郵便物の送付先を誤り再送付したことなどから、不経済な支出となっているものが、3件、8,034円あった。 (総務部)</p>	<p>郵便物の送付に当たっては、送付先や送付物の内容等を十分に確認し、再送付が発生しないよう、再発防止に努めます。</p>
<p>ク 委託料</p>	
<p>《指導事項》 (7) 林業・木材産業改善資金事務委託に係る委託料の支出については、契約書に基づき翌年度4月30日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、166万4,878円あった。 (水産林務部)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、支払遅延が生じないように、担当者の変更に伴う業務引継を確実にを行うとともに、管理職員が作業の進捗状況を確認するなど、再発防止策を講じ、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 庁舎清掃業務に係る委託料の支払については、契約に基づき毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、支払が遅延しているものが、1件、6万4,740円あった。 (美深警察署)</p>	<p>委託料の支払に当たっては、契約書に基づき支払期限を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ケ 使用料及び賃借料</p>	
<p>《指摘事項》 自動車の賃貸借契約に係る借上料については、契約に基づき翌月30日までに当該月分を支払わなければならないが、これを支出していないものが、6件、53万18円あった。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>自動車の賃貸借契約に係る借上料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、契約書の約定内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未払分については、支出の処理を行いました。</p>
<p>《指導事項》 (7) 共通乗車券の使用において、乗車券についてはメーター器に表示された乗車料金を記載して、乗務員に交付することとなっているが、深夜帰宅のためのタクシー利用に際して高速道路を使用し、高速料金を含めてタクシー使用料を支出しているものが、33件、3万3,020円あった。 (農政部)</p>	<p>共通乗車券の使用に当たっては、契約で定められた方法により適正な使用に努めます。</p>
<p>(4) 乗用自動車の賃貸借に係る単価契約において、出発地と異なる地で車両を返却する場合</p>	<p>乗用自動車の賃貸借に当たっては、その契約内容を十分に確認し、適正な事務</p>

<p>で、あらかじめ定めた単価がないときは、返却方法などその内容を明らかにした決定書を別途作成し、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず、単価契約に併せて支出しているものが、1件、5,400円あった。 (水産林務部)</p>	<p>処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、7,300円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>会場の借上げの契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>コ 負担金、補助及び交付金</p>	
<p>《指摘事項》 (ア) 民生委員等関係経費負担金については、交付対象者から提出のあった精算報告書に基づき、額の確定を行うこととされているが、これを行っていないものが、14件、1,905万9,520円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>負担金の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認するよう関係職員へ周知徹底し、チェック体制の強化を行い、再発防止に努めます。 なお、負担金の額の確定については、決定を行い、交付対象者に通知しました。</p>
<p>(イ) 社会福祉施設整備費補助金において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとされているが、これらを行っていないものが、4件、565万8,000円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、補助金の額の確定については、決定を行い、補助事業者へ通知しました。</p>
<p>(ウ) 高等学校等進学奨励費補助金において、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査の上、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとされているが、これらを行っていないものが、6件、113万802円あった。 (日高振興局)</p>	<p>高等学校等進学奨励費補助金の額の確定に当たっては、北海道補助金交付規則、高等学校等進学奨励費補助金交付要綱等、関係規則・要綱等に基づき適切に行うとともに、繁忙期においては、複数の職員が業務に従事する、事務の進捗状況を常に確認するなど、期限までに額の確定事務が終了するよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助指令書に重要な交付条件を記載していないものがあった。 〔経済部、胆振総合振興局、留萌振興局、釧路総合振興局〕</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助指令書に重要な交付条件を記載していないものがあった。 (上川教育局)</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、関係法令等を遵守するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書等において、内容を十分に確認することなく、領収した内容の記載のない領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。 (議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書及び領収書の写しの提出があったときは、提出書類の記載内容が政務活動費の執行に係る留意事項に従って記載されているか、確認に努めます。 また、領収書の写しの提出に当たっての注意事項については、会派及び議員に周知を図っていきます。</p>
<p>サ その他</p>	
<p>《指摘事項》 扶助費や使用料及び賃借料の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、28万1,822円あり、うち年度を超えて支出しているものが、1件、6万2,722円あった。 (石狩振興局)</p>	<p>扶助費や使用料及び賃借料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 工事請負費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、6件、77万1,212円あった。 (日高振興局)</p>	<p>支出事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努め、また、管理表を作成し常に確認を行うなど、再発防止に努めます。</p>
<p>(イ) 需用費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、1件、18万3,945円あった。 (警察本部)</p>	<p>需用費等の支出に当たっては、支払期限を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 契約に係る事項</p>	
<p>ア 工事契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 最低制限価格を設けた設備更新工事に係る一般競争入札において、初度の入札が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者がいなかったため、再度の入札を執行したが、最低制限価格より低い価格の入札者を再度入札に参加させていないものがあった。 (原子力環境センター)</p>	<p>一般競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 公宅解体工事に係る予定価格の積算において、コンクリート処分に係る単価を誤ったため、契約金額が割高となっているものが、1件、8万6,625円あった。(北見方面本部)</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、内容を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) エレベーター設備改修工事において、工事的目的物を引渡しを受ける前に部分使用するときは、検査員を指定して部分使用でき形確認検査を行い、受注者から書面による承諾を得なければならないが、これを行っていないものがあった。(総務部)</p>	<p>改修工事の執行に当たっては、関係法令等の内容を十分理解し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 請負工事に係る入札の執行において、入札書の記載金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合は、当該工事費内訳書に係る入札を無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>入札事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、工事費内訳書の内容確認については、従来のチェックリストを修正するとともに複数の職員でチェックする体制に改善し、再発防止に努めます。</p>
<p>(ウ) 工事請負契約において、工期の延長を行っているが、契約保証金に係る保証契約の期間延長を行っていないものがあった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>契約保証事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 特に設計変更に伴う契約保証金の増額請求、工期の延長に伴う契約保証期間の延長請求については、変更契約決定書の回付時に、事業担当係長及び経理担当主査の二重チェックを行い、事業担当課長が最終的に確認することでチェック機能の強化を図ります。</p>
<p>(エ) 少額工事の執行において、工事終了後に別契約により実施する業務を含めて積算したことから、契約金額が4万7,726円割高となっていた。(十勝総合振興局)</p>	<p>工事に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 工事請負契約における最低制限価格については、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときであって、競争入札により契約を締結しようとする場合に設定できることとされているが、随意契約による契約の締結に当たり、これを設定しているものがあった。(上川教育局)</p>	<p>工事請負契約における最低制限価格の設定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 工事請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、入札参加資格がないと認めた者に対して、その理由について説明を求められることができる期間を設け、入札日を定めなければならないが、この期間を確保せずに公告し、入札を行っているものがあった。(宗谷教育局)</p>	<p>工事請負契約における制限付一般競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 工事請負契約において、工事履行保証契約の締結により契約保証金の納付を免除した工事の工期を延長する場合には、受注者から、</p>	<p>工事請負契約における工期の延長に当たっては、契約保証金の保証契約の内容を十分確認の上、工期の延長に伴う契約</p>

<p>当該保証契約に係る保証期間の終期を、延長する工期の完了日以後とした異動承認書の提出を受けなければならないが、これを受領していないものがあった。 (警察本部)</p>	<p>変更の必要が生じた場合は、受注者に対し保証契約の期間を延長するよう指示するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 工事請負契約において、契約の相手方が、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、これに基づく履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金を納めさせないことができることとされているが、当該証券の提出を受ける前に、契約保証金を免除し、契約を締結しているものがあった。 (北見方面本部)</p>	<p>契約保証金の納付免除については、要件を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 少額工事契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査員の指定を行わずにそのまま、検査を行っているものがあった。 (南警察署)</p>	<p>少額工事契約における履行確認に当たっては、検査員の指定行為を適切に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 委託契約</p>	
<p>《指摘事項》 (ア) 委託業務の予定価格の積算において、委託業務処理要領にない業務を含めて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、5万6,970円あった。 (総合政策部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 庁舎清掃委託業務において、締結しようとする契約の業務処理要領に基づいて予定価格を積算した結果、歳出予算配当予定額を上回ることから、業務処理要領により実施させる業務のうち、日常清掃以外の床ワックス清掃等の定期清掃や窓ガラス清掃等の特別清掃を除外して積算を行い、過少となった予定価格により入札を実施し、契約を行っていた。 (日高振興局)</p>	<p>清掃業務委託料の積算に当たっては、関係法令等に基づき積算するとともに、施設の使用頻度、予算額等を勘案して委託業務内容を見直すなど、適正な積算となるよう努めます。</p>
<p>(ウ) 設備の保守点検業務委託に係る一般競争入札の執行において、その入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示し、契約を締結しようとするときは、公示した参加資格や入札期日等の必要な事項を公告しなければならないが、知事が定めた庁舎等清掃の参加資格をその入札の参加資格要件とし、当該業務委託に係る参加資格の公示を行っていないものがあった。 また、入札公告に示した参加資格要件に誤りがあった場合は、本来、この入札を中止すべきであるにもかかわらず、決定書に添付した入札公告を当該要件を削除したものに差し替え、問い合わせのあった申請者のみに当該要件の削除を通知し、入札参加資格審査申請書を受理しているものがあった。 さらに、入札公告においては、その入札期</p>	<p>一般競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならないが、急を要する特段の理由がないにもかかわらず、その公告期間を短縮していた。(原子力環境センター)</p>	
<p>(イ) 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、204万1,200円あった。(北警察署)</p>	<p>最低制限価格の算定に当たっては、内容を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 業務委託に係る一般競争入札において、あらかじめ参加資格を定める場合には、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを要件としなければならないが、これを定めていないものがあつた。 〔保健福祉部、水産林務部、留萌振興局、原子力環境センター、漁業研修所〕</p>	<p>競争入札において参加資格を定める際には、関係法令等を遵守し、定めるべき資格要件を十分に確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格及び入札書比較価格を誤って記載しているものがあつた。(経済部、建設部、留萌振興局)</p>	<p>業務委託に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 産業廃棄物の収集運搬、処分に当たっては、産業廃棄物の種類、数量等を記載した契約書によりそれぞれ委託しなければならないが、処分業の許可を有しない者と収集運搬及び処分に係る業務を契約書を作成せずに行わせているものがあつた。(総務部)</p>	<p>産業廃棄物の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、産業廃棄物収集運搬許可事業者及び処分業許可事業者と委託契約を締結するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 委託契約に係る予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる費用については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、これが含まれる旅費に消費税等相当額を加算したため、正当な予定価格を超えた金額で契約しているものが、1件、2万8,224円あつた。(保健福祉部)</p>	<p>委託契約に係る予定価格の積算における消費税等の取扱いについては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 工事等に係る委託業務の競争入札において、入札の公告等については、内訳書提出入札の実施、内訳書の記載方法等について明らかにするものとされているが、これを行っていないものがあつた。(農政部)</p>	<p>工事等に係る委託業務の競争入札の執行に当たっては、入札書と同時に委託費内訳書の提出を義務づける場合は、必要な記載事項について、入札の公告等に明記することを徹底します。</p>
<p>(カ) 産業廃棄物の処分に係る契約において、契約書には処分する産業廃棄物の種類、処分方法等の事項を記載しなければならないが、これらの記載を行っていないものがあつた。 また、当該契約書には、収集運搬に係る業務内容を記載しており、実際の業務内容と適合しないものとなつていた。(日高振興局)</p>	<p>産業廃棄物の処分に係る契約事務の処理に当たっては、必要事項の記載漏れや作業内容の誤記がないよう十分確認するとともに、関係法令等の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 産業廃棄物である薬用冷蔵ショーケースの処分については、排出事業者である道が、運</p>	<p>物品の処分に係る契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、事業者の産業</p>

<p>搬と処分に係る業務を産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ委託しなければならないが、これらを行わず処分しているものがあつた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>廃棄物処理及び収集運搬の資格を事前に確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>予定価格調書の作成に当たっては、関連する規則等を遵守するとともに、算出書類等を十分確認のうえ、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 委託契約等に係る公募型プロポーザル方式の公告において、暴力団関係事業者等でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面を徴するなど参加資格要件に該当することを確認しないまま、資格審査を行っているものがあつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格審査に当たっては、確認に必要な書類を徴するなど関係法令遵守を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 委託契約において、1件の金額が100万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、随意契約結果の公表を行っていないものがあつた。 (苫小牧高等技術専門学院)</p>	<p>入札結果等の公表に当たっては、制度の内容を関係職員に周知徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 道立学校校舎敷地除排雪業務委託契約において、契約書には、解除権並びに解除に伴う賠償金の支払について約定されているが、委託者の都合による契約解除について、受託者が賠償金を支払う旨を記載しているものがあつた。 また、受託者の履行不能や契約違反等による契約解除については、受託者が業務委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を支払う旨を記載しているが、本契約が除排雪業務に係る1時間当たりの単価契約であることから、賠償金の算定が不明確なものとなっていた。 (留萌教育局)</p>	<p>除排雪業務委託契約の契約書作成に当たっては、関係法令等を遵守し、契約書の内容に記載誤りがないか、内容が適切であるかを十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、契約業者と協議の上、該当箇所を改正する変更契約を締結しました。</p>
<p>(ク) 委託契約に係る最低制限価格の算定に当たり、消費税等相当額加算前の額の端数処理を誤ったことから、最低制限価格を低く設定しているものがあつた。 (豊平警察署)</p>	<p>最低制限価格の算定に当たっては、内容を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 物品の調達及び保守業務に係る一般競争入札において、入札公告や入札説明書等には、契約の目的を表示し、数量、仕様等を詳細に示すとともに、契約期間等を明らかにすることが必要であるが、保守業務名やその内容、保守期間を記載せずに公告を行っていた。</p>	<p>一般競争入札及び契約事務の実施に当たっては、関係法令等の正確な理解促進に努め、その順守を徹底するなどにより、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>また、業務内容等に関し照会のあった入札参加予定者のみに、当該入札には保守業務が含まれる旨、口頭により教示し、入札に参加させるなどして、それぞれの業務ごとに契約を行っているものが、2件、1,302万1,776円あった。</p> <p>このうち、上記保守業務については、保守契約期間を1年間として積算や入札を行ったが、契約時には、保守契約期間を年度末までの6か月として、別途、見積書を徴して、落札額と異なる金額により契約を締結していた。 (保健福祉部)</p>	
<p>(イ) 物品購入の一般競争入札の執行において、入札に参加する者に必要な資格を定めた場合には、一般競争入札に参加しようとする者が当該資格を有するかどうかを審査するものとされているが、この審査を適切に行わず、入札参加資格を有しない者を入札に参加させ、契約を締結しているものが、1件、129万6,000円あった。 (上川総合振興局)</p>	<p>物品購入に係る一般競争入札の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、一般競争入札に参加しようとする者が必要な資格を有するかどうかを十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>(7) 物品の売買契約に係る見積合せの執行において、記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。</p> <p>また、委託契約の見積合せの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積り権限を委任されていない者が提出した見積書を有効としているものがあった。 (総務部)</p>	<p>見積合せの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 道の所有に属する物件の売払代金は、移転の登記までに完納させなければならないが、買受人から申し出のあった、納付済みの契約保証金の土地売買代金への充当を所有権移転登記完了後に行っているものがあった。 (総務部)</p>	<p>買受人が納入した契約保証金の売払代金への充当手続については、所有権移転登記完了後に進めておりましたが、今後は、売払代金から契約保証金を控除した金額の納入を確認した後、速やかに充当手続を進めるなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 物品の借上げにおいて、納品されたサーバー等機器一式を、履行確認のための検査前に引渡しを受けて使用しているものがあった。 (経済部)</p>	<p>借上物品に係る検査に当たっては、今後、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。 (建設部)</p>	<p>物品購入の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、実際に検査を行った検査員と決定書に記載の検査員に相違がないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 物品修繕の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、在勤し</p>	<p>物品修繕の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>ていない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 (上川総合振興局)</p>	
<p>(カ) 貨物兼乗用自動車の賃貸借契約の積算において、契約の内容のうち定期点検の基準などを乗用自動車のものとし、これに基づき1月当たりの予定価格を積算したことから、予定価格に5年間の契約期間の月数を乗じた額が、22万9,557円過少となつていた。 (留萌振興局)</p>	<p>貨物兼乗用自動車の賃貸借契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分に確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、誤りのあつた車検の実施時期及び法定点検回数については、契約の相手方と確認・協議のうえ、変更契約を行いました。 今後は賃貸借契約しようとする自動車の種類に留意の上、関係規定の確認を確実にを行います。</p>
<p>(キ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあつた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>物品の納入における履行確認の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、契約事務担当職員以外の者が検査を行うよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定して種類及び数量について検査を行い、当該物品の受入れの決定をし、備品記録票を備えて必要な事項を記録しておかななければならないが、これらを行っていないあつた。 また、物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。 (札幌高等技術専門学院)</p>	<p>借上物品や購入物品に係る納品検査及び記録に当たっては、今後、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあつた。 (大沼学園)</p>	<p>物品の納入における履行確認の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、契約事務担当職員以外の者が検査を行うよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 賃貸借契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格の記載を誤っているものがあつた。 (根室教育局)</p>	<p>賃貸借契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、記載誤りがないか十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 財産に係る事項</p>	
<p>ア 公有財産</p>	
<p>《指導事項》 行政財産を道以外の者に使用させるときは、あらかじめ、行政財産を使用しようとする者から、使用許可申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を許可しなければならないが、これらの手続きを行わないまま、行政財産の一部を使用させているものがあつた。 (向陽学院、大沼学園)</p>	<p>行政財産を道以外の者に使用させるときは、北海道財務規則及び運用方針に基づき、使用許可申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用の許可を行い、適切に処理するよう改善します。</p>

<p>イ 物品</p>	
<p>《指導事項》 (7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。 (空知総合振興局、渡島総合振興局、日高振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、衛生研究所)</p>	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p>
<p>(4) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があった。 (警察本部)</p>	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p>
<p>(7) 劇物の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていなかった。 (上川総合振興局)</p>	<p>劇物の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》 (7) 河川改修に伴う市道橋梁の架替工事において、橋梁と道路の段差の影響を緩和するため踏掛版を施工する場合、必要な延長を確保しなければならないが、片側の踏掛版について、必要な延長より短い設計となっていた。 (渡島総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、各種基準に基づき適正に処理するよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>(4) 治山工事において、鋼製の管理用階段を新設するに当たり、設置する箇所の地盤条件等を考慮した適切な構造としなければならないが、地盤調査等を行わず他所の設計例を用いた施設構造としており、設計が適切でなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、地盤調査等を行い現場状況を的確に把握するよう関係職員を指導し、適切な設計に努めます。</p>
<p>イ 事務処理</p>	
<p>《指導事項》 (7) 漁港機能保全工事において、私有地を発生材の保管場所として受注者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていなかった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>漁港機能保全工事における土地借用の事務処理については、研修により関係職員に周知徹底を図るとともに、設計書審査者による土地借用書類の有無を確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 漁港海岸高潮対策工事において、私有地を消波ブロックの製作場所等として受注者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていなかった。(留萌振興局)</p>	<p>建設工事において、私有地を使用するに当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わすよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(ウ) 防雪柵設置工事において、施工範囲を変更して工事を行う場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>施工範囲を変更する工事の設計変更の手続きに当たっては、契約変更後に着手するよう関係職員に周知するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 道路改良工事において、仮設道路を保護するために設置する大型網かごの一部を支給材料としている場合には、支給材料の種類、引き渡し等に係る方法を定めて契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めず契約していた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>支給材料の使用に当たっては、契約書に必要な条項を定めるとともに、設計図書に必要な事項を明記するよう関係職員を指導し適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 急傾斜地崩壊防止工事において、法面工等の施工に先立って行う伐木の工事を追加する場合は、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、現場状況を的確に把握した上で、必要な時期に設計変更を行うよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他</p>	
<p>《指導事項》 (ア) 防雪工事において、現場で利用できないすき取り土の処理については、建設副産物適正処理マニュアルでは、50km 以内の再資源化施設の受け入れが可能な場合、当該施設へ搬出することとされているが、50km 以内に再資源化施設があるにも関わらず、50km を超えた他の市町村の施設へ搬出する設計としていた。 また、受け入れ先となる再資源化施設が、発生現場の市町村から搬出されたすき取り土を受け入れ可能であるか、事前に確認することとされているが、これを行っていなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>すき取り土の処理に当たっては、「すき取り土の処理・再利用フロー」の考え方を十分理解した上で、受け入れ先となる再資源化施設への事前確認を徹底するなど適切な設計と適正な処理に努めます。</p>
<p>(イ) 排水路工事において、特定外来生物に指定されている植物が確認された場合には、受注者は発注者に対して防除計画書を添付した施工計画書を提出するとともに、発注者が交付した防除従事者証を携帯し、地域住民へ周知した上で防除作業を行わなければならないが、これらを行わず作業を実施していた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>特定外来生物が確認された場合の工事に当たっては、仕様書等に基づき、適正な施工が行われるよう工事を監督、受注者を指導し、再発防止に努めます。</p>
<p>(7) その他</p>	
<p>ア 債権・基金</p>	
<p>《指導事項》 (ア) 自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、</p>	<p>債権の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、債権管理簿を備えるとともに、債権の発生状況等を適宜確認し記録・管</p>

<p>債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。 (環境生活部)</p>	<p>理するなど適正な事務処理に努めます。</p>														
<p>(イ) 債権については、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていない部局が、計6部局あった。</p> <table border="1" data-bbox="280 456 868 748"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>債 権 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>補助金に係る返還金等の債権</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>自動販売機設置に係る建物貸付収入債権</td> </tr> <tr> <td>水 産 林 務 部</td> <td>第二種普通財産に係る土地貸付料債権</td> </tr> <tr> <td>十 勝 総 合 振 興 局</td> <td>漁港施設等占用許可に係る漁港占用料債権</td> </tr> <tr> <td>帯広高等技術専門学院</td> <td>行政財産に係る土地使用料収入債権</td> </tr> <tr> <td>漁 業 研 修 所</td> <td>自動販売機設置に係る建物貸付収入債権</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	債 権 の 名 称	保 健 福 祉 部	補助金に係る返還金等の債権	経 済 部	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権	水 産 林 務 部	第二種普通財産に係る土地貸付料債権	十 勝 総 合 振 興 局	漁港施設等占用許可に係る漁港占用料債権	帯広高等技術専門学院	行政財産に係る土地使用料収入債権	漁 業 研 修 所	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権	<p>債権現在高報告書の提出に当たっては、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
部 局 名	債 権 の 名 称														
保 健 福 祉 部	補助金に係る返還金等の債権														
経 済 部	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権														
水 産 林 務 部	第二種普通財産に係る土地貸付料債権														
十 勝 総 合 振 興 局	漁港施設等占用許可に係る漁港占用料債権														
帯広高等技術専門学院	行政財産に係る土地使用料収入債権														
漁 業 研 修 所	自動販売機設置に係る建物貸付収入債権														
<p>(ウ) 自動販売機設置に係る建物貸付収入債権について、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていなかった。 (教育庁)</p>	<p>債権現在高報告書の総務部長への提出については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>														
<p>イ 計算証明等</p>															
<p>《指導事項》 (ア) 財務に係る証拠書類の保管については、会計管理者が保管するものを除き、部長が保管することとされているが、収入の証拠書類である領収済通知書を紛失しているものがあった。 (総合政策部)</p>	<p>収入の証拠書類の保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な管理に努めます。</p>														
<p>(イ) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、翌月末日までに、会計管理者に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。 (保健福祉部)</p>	<p>前渡資金出納計算書の作成及び提出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>														
<p>(ウ) 収入取扱員の収納金の取扱いに係る現金領収証書原符については、収入の証拠書類として、当該事務を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>財務に係る証拠書類の保管に当たっては、複数の職員で定期的に保管状況を確認するとともに、関係法令等を遵守し適切な管理に努めます。</p>														
<p>(エ) 収入取扱員に異動があった場合は、検査員を定めて、その所掌する現金の出納事務について検査をしなければならないが、これを行っていないものがあった。 (虻田高等学校)</p>	<p>収入取扱員に異動があった場合は、関係法令等に基づき、検査員を定めて、遅滞なく検査を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>														
<p>(オ) 放置違反金については、定められた期間や年度末までに収納済みとならなかった金額等を確認し、当該期間満了日又は当該年度末の翌日において、翌年度の調定済額に繰り越す</p>	<p>放置違反金の繰越に当たっては、関係各課の連携を密にするなど、各年度の未収納額の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>														

こととなっているが、繰越額の確認等を適切に行っていなかったことから、誤った金額を翌年度の調定済額として計上していた。
(警察本部、旭川方面本部、釧路方面本部)

5 公用車による交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車による交通事故

《指摘事項》

修繕費用が1件、100万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、2件、139万9,711円の支出があった。
(日高振興局)

注 修繕費用には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

《指導事項》

賠償金、修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、計13部局で、45件、1,119万3,651円の支出があった。

また、全損により、公用車3台の廃車があった。

【賠償金、修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	4	567,775
石 狩 振 興 局	1	155,833
後 志 総 合 振 興 局	1	374,000
胆 振 総 合 振 興 局	8	2,193,159
渡 島 総 合 振 興 局	4	745,960
檜 山 振 興 局	1	215,712
上 川 総 合 振 興 局	7	1,501,300
留 萌 振 興 局	1	570,780
宗 谷 総 合 振 興 局	4	1,087,759
オホーツク総合振興局	7	2,245,095
十 勝 総 合 振 興 局	4	1,003,028
釧 路 総 合 振 興 局	1	151,524
根 室 振 興 局	2	381,726
計	45	11,193,651

【全損により廃車した部局】 (単位：件)

部 局 名	件数
後 志 総 合 振 興 局	1
胆 振 総 合 振 興 局	1
オホーツク総合振興局	1
計	3

《指導事項》

修繕費用が1件、10万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計5部局で、6件、255万7,216円の支出があった。

公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故の注意喚起を行うとともに、毎月全道公用車の「交通事故速報」を各職場に周知し啓発を行っているほか平成27年12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転意識の高揚を図っているところです。

また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。

今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。

なお、新たな取組として、平成28年度に発生した交通事故について事故の形態や運行状況などを多角的に分析し、事故原因の要素や注意点を明らかにしたほか、職員の交通安全に対する意識等を把握するため、「公用車による交通事故防止に向けたアンケート調査」を実施したので、分析結果に基づき、対策を講じます。

公用車による交通事故の対策については、管理職員から職員に対して交通違反・事故防止のための注意喚起や職場研修

【修繕費用の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
渡 島 教 育 局	1	201,506
上 川 教 育 局	1	432,000
留 萌 教 育 局	2	1,533,215
釧 路 教 育 局	1	172,584
根 室 教 育 局	1	217,911
計	6	2,557,216

の実施に取り組んでいるところです。

今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。

《指摘事項》

賠償金、修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、109件、3,721万9,721円の支出等があった。

なお、全損により、2台の廃車があった。

(警察本部)

公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。

注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。

2 賠償金、修繕費用等には、当該部局における、1件、100万円以上の交通事故のほか、1件、10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

(2) 行政事故

《指摘事項》

賠償金が1件、100万円以上の支出があるもの
職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、5件、238万6,660円の支出があった。

(上川総合振興局)

職務執行中における行政事故の防止に当たっては、あらゆる機会を通じ職員に注意を喚起し、職員の事故防止意識の高揚を図り、行政事故の防止に努めます。

注 賠償金には、当該部局における、1件、100万円以上の行政事故のほか、1件、10万円以上の行政事故に係る件数及び金額を含む。

《指導事項》

賠償金が1件、10万円以上の支出があるもの
職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、計5部局で、13件、346万6,594円の支出があった。

【賠償金の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	1	742,200
胆 振 総 合 振 興 局	8	1,967,570
日 高 振 興 局	1	432,900
オホーツク総合振興局	1	108,000
釧 路 総 合 振 興 局	2	215,924
計	13	3,466,594

《指摘事項》

賠償金が1件、100万円以上の支出があるもの
職務の執行において行政事故が発生し、賠償

職務執行中における行政事故防止に当

<p>金として、3件、2,532万426円の支出があった。 (警察本部)</p> <p>注 賠償金には、当該部局における、1件、100万円以上の行政事故のほか、1件、10万円以上の行政事故に係る件数及び金額を含む。</p>	<p>たつては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>
<p>(3) 管理瑕疵</p>	
<p>《指摘事項》 賠償金が1件、100万円以上の支出があるもの 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、2件、153万5,712円の支出があった。 (渡島総合振興局)</p> <p>注 賠償金には、当該部局における、1件、100万円以上の行政事故のほか、1件、10万円以上の行政事故に係る件数及び金額を含む。</p>	<p>樹木の管理に当たっては、倒木のおそれがあるところの緊急点検を行い、定期点検や地元町内会等からの情報提供等を受け、事故の防止に努めます。 量水器の管理に当たっては、冬期間空き室になる住戸の電熱線を作動させる対策を講じ、事故の防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 修繕費用が1件、10万円以上の支出があるもの 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、修繕費用として、1件、15万5,262円の支出があった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>施設の管理に当たっては、経年劣化等により破損して事故につながる可能性を十分考慮に入れた点検を行うとともに、損傷があった場合は、速やかに安全対策を施し、事故の再発防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 賠償金が1件、10万円以上の支出があるもの 学校敷地に隣接する取付道路の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金として、1件、26万7,431円の支出があった。 (石狩教育局)</p>	<p>教育財産等の管理に当たっては、日常点検の実施により、今後同様の事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。</p>
<p>《指摘事項》 賠償金等が1件、100万円以上の支出があるもの 施設の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金等として、3件、168万9,868円の支出があった。 (警察本部)</p> <p>注1 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び警察署を含む。 2 賠償金等には、当該部局における、1件、100万円以上の物損事故のほか、1件、10万円以上の物損事故に係る件数及び金額を含む。</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止については、天候や積雪状況を踏まえた確実な点検による早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。</p>
<p>(4) その他の事故等</p>	
<p>《指摘事項》 賠償金が1件、100万円以上の支出があるもの ア 政務調査費に係る住民訴訟の一部敗訴判決に基づく、原告側弁護士報酬相当額の請求が</p>	<p>会派及び議員から提出された書類については、関係諸規程等に基づき政務活動</p>

<p>あり、賠償金として、2件、690万5,877円の支出があった。 (議会事務局)</p>	<p>費に充当することができる経費ごとの使用基準に従い使用されているかなど、引き続き確認に努めます。</p>
<p>イ パワーハラスメント行為並びにテントの設置及び管理に係る訴訟において敗訴が確定し、賠償金として、2件、200万1,076円の支出があった。 (教育庁)</p>	<p>道教委では、良好な執務環境づくりを促進するため、「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を定め、その防止に取り組んでいるところであり、また、教職員の服務規律の保持について、機会あるごとに指導しております。今後も引き続き、パワーハラスメント行為等の教職員による不祥事が生じないよう、あらゆる機会を通じて服務規律の徹底に努めます。</p> <p>また、部活動等により、外にテント等を設置する場合は、天候をよく把握するとともに、適切に設置されているかを監督者が十分に確認し、再発防止に努めます。</p>
<p>6 公有財産の損傷等が発生しているもの</p>	
<p>(1) 公有財産の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 ア 事務室の壁の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万1,840円の支出があった。 (日高振興局)</p>	<p>公有財産の管理に当たっては、所属職員に注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>イ 校舎で火災が発生し、復旧費用として、39万9,600円の支出があった。 また、この火災により、理科実験用備品等3台が使用できなくなった。 (白老東高等学校)</p>	<p>理科薬品の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な方法による保管、処理を行うよう徹底するとともに、各室管理者及び管理職員による施錠及び火気の確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p>
<p>(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 修繕費用等が1件、5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、1件、5万円以上の支出のあった部局が、計9部局あり、その支出の合計は、17件、177万8,687円であった。</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することのないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
経 済 部	1	126,906	パーソナルコンピュータ
建 設 部	2	176,841	パーソナルコンピュータ
空知総合振興局	3	435,699	パーソナルコンピュータ、スノーモービル及び公用車
後志総合振興局	2	100,872	パーソナルコンピュータ及び公用車
日高振興局	1	105,624	タブレットパーソナルコンピュータ
宗谷総合振興局	4	273,336	公用車及びパーソナルコンピュータ
オホーツク総合振興局	2	410,867	公用車及びデジタルカメラ
十勝総合振興局	1	70,934	公用車
北海道博物館	1	77,608	パーソナルコンピュータ
計	17	1,778,687	

注 修繕費用等には、当該部局における、1件、5万円以上の物品の損傷のほか、1件、5,000円以上の物品の損傷に係る事項数及び金額を含む。

《指導事項》

修繕費用等が1件、5,000円以上の支出があるもの

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、1件、5,000円以上の支出のあった部局が、計5部局あり、その支出の合計は、6件、14万9,172円であった。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
出 納 局	1	36,828	パーソナルコンピュータ
石 狩 振 興 局	2	48,960	パーソナルコンピュータ
檜 山 振 興 局	1	35,877	公用車
上 川 総 合 振 興 局	1	19,407	公用車
釧 路 総 合 振 興 局	1	8,100	パーソナルコンピュータ (修繕診断料)
計	6	149,172	

《指摘事項》

修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、352万800円の支出があった。(教育研究所)

公用車の運行に当たっては、損傷が発生することがないように、その都度、運転代行業務受託者や同乗者に注意喚起し、再発防止に努めます。

《指摘事項》

修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの

物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5万円以上の支出のあった部局が、計7部局あり、その支出の合計は、7件、78万4,425円であった。

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
釧路方面本部	1	62,121	公用車
北 警 察 署	1	104,652	パーソナルコンピュータ
江 別 警 察 署	1	99,360	可搬式速度測定装置
千 歳 警 察 署	1	90,720	シュレッダー
岩 見 沢 警 察 署	1	279,936	桌上視覚検査装置
岩 内 警 察 署	1	63,720	可搬式速度測定装置
深 川 警 察 署	1	83,916	パーソナルコンピュータ
計	7	784,425	

《指導事項》

修繕費用が1件、5,000円以上の支出があるもの

物品の損傷が発生し、修繕費用として、1件、5,000円以上の支出のあった部局が、計6部局あり、その支出の合計は、7件、17万5,781円であった。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
警 察 本 部	2	36,720	ホイールローダー及び可搬型カメラシステム
北見方面本部	1	20,801	公用車
白 石 警 察 署	1	34,020	可搬式速度測定装置
門 別 警 察 署	1	34,020	可搬式速度測定装置
旭川中央警察署	1	40,500	可搬式速度測定装置
稚 内 警 察 署	1	9,720	車載式速度測定装置
計	7	175,781	

(3) 物品の亡失

《指摘事項》

ア 物品の亡失が発生した部局が、7部局あった。

部 局 名	亡 失 物 品
保 健 福 祉 部	ICカード乗車券
空 知 総 合 振 興 局	デジタルカメラ
宗 谷 総 合 振 興 局	ICカードキー
日 高 振 興 局	セキュリティカードキー
オホーツク総合振興局	公用車の鍵、現金領収証書等
十 勝 総 合 振 興 局	タブレットパーソナルコンピュータ
根 室 振 興 局	パーソナルコンピュータ

物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

イ 物品の亡失が発生した部局が、6部局あった。

部 局 名	亡 失 物 品
警 察 本 部	ICカード乗車券及び共通乗車券
東 警 察 署	ICカード乗車券
豊 平 警 察 署	ICカード乗車券
夕 張 警 察 署	GPS機能付外部スピーカーマイク
苫 小 牧 警 察 署	郵便切手
北 見 警 察 署	公用車の鍵

物品の管理に当たっては、亡失することがないように、保管状況を定期的に確認するなど、再発防止に努めます。

7 その他是正又は改善を求めたもの	
経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの	
<p>《指摘事項》</p> <p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年に策定した北海道競馬推進プランによる、インターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、昨年策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成28年度の単年度収支が8億3,528万円となり、平成25年度から4年連続で単年度収支が黒字となっている。</p> <p>今年度は、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は240億4,889万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の確立に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。 (農政部)</p>	<p>平成29年度は、「第2期北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりやレース情報の提供の充実等により、発売拡大を図るとともに、JRAとの相互発売の効果的な実施により、引き続き収益確保に努めます。</p> <p>具体的な取組は次のとおりです。 〔魅力ある番組づくり〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本賞金・出走手当引き上げ、特に2歳馬競走を充実 ○ヤングジョッキーズシリーズトライアルの実施 〔発売対策〕 ○全国スポーツ紙への出稿などレース情報の積極的な発信 ○2歳馬情報・ホッカイドウ競馬出身馬情報などの情報発信強化 ○A i b a イベントの実施や広報媒体活用拡大など道内発売対策の充実 ○車載ビジョンの更新

2 公営企業会計

監査報告の内容	講じた措置
1 不適切な会計処理等を行っているもの	
<p>《指摘事項》</p> <p>物品購入の契約を行う場合には、その内容を明らかにした物品購入決議書を作成しなければならないが、これを行わずに契約し、事後に物品購入決議書を作成しているものが、1件、24万7,320円あった。 (北見病院)</p>	<p>物品購入の契約を行うに当たっては、その内容を明らかにした物品購入決議書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
2 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの	
<p>《指摘事項》</p> <p>(1) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億2,611万7,125円となり、累積欠損金は523億3,426万7,520円に増加し依然として多額であることから、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (道立病院局(旧保健福祉部所管分))</p>	<p>病院事業の経営については、依然として多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあります。</p> <p>このため、平成29年3月、「北海道病院事業改革推進プラン」を策定し、最重要課題である医師をはじめとする医療従事者の確保に重点的に取り組んでいます。</p> <p>また、同年4月からは、経営の自由</p>

	<p>度を高めるため、地方公営企業法の全部を適用し、機動的・効率的な組織編成・人員配置など様々な取組を進めています。</p> <p>今後とも、新たな改革推進プランを着実に推進するとともに、全部適用のメリットを十分に活用しながら、病院事業の経営改善に努めます。</p>
<p>(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億8,170万5,770円と6年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は110億8,120万6,442円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)</p>	<p>工業用水道事業の経営については、更なる経営基盤の強化を図るため「北海道工業用水道事業経営健全化計画」(H27～31)に取り組んでいます。</p> <p>特に石狩湾新港地域の需要の拡大に関しては、企業誘致部局などと連携し「需要開拓促進連絡会議」などにおいて情報共有を図るとともに、配水管路沿線において工業用水の利用に関心のある企業に対して営業活動を実施しているほか、道内外で開催された産業振興・企業誘致イベントへの出展・参加や、工業用水に興味のある企業等を対象とした施設見学会を開催するなど、契約水量の増加を図るための取組を行っています。</p> <p>今後においても、外部有識者で構成する「経営懇談会」における経営改善方策に係る意見等を踏まえつつ、需要の拡大、支出抑制策、未処理欠損金の低減などに取り組み、「北海道工業用水道事業経営健全化計画」の着実な達成に向けて、引き続き経営の改善に努めます。</p>
<p>3 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの</p>	
<p>(1) 予算に係る事項</p>	
<p>《指導事項》 ア 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引を不課税取引として経理しているものが、2件、1万488円あった。(江差病院)</p>	<p>諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、指導のあった事項については、課税区分の変更処理を行いました。</p>
<p>イ 保険料などその支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、その費用の全額を支出した年度の費用とすることなく、翌年度以降に繰り延べるなどの計理をしなければならないが、翌年度以降の期間計算の費用とすべき保険料や重量税などについて、支払った全額を当該年度の費用としているものがあった。(緑ヶ丘病院)</p>	<p>支出の効果が数年間にわたって持続するものの計理については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、指導のあった事項については、期間計算を行い、平成28年度末から、翌年度以降の分を前払費用として繰延計上しています。</p>
<p>ウ 病院賠償責任保険契約に基づく保険金収入は、収益発生の原因である事実の生じた日の</p>	<p>病院賠償責任保険契約に基づく保険金収入については、事実の生じた日の属す</p>

<p>属する年度の収益として計上しなければならないが、調定を行なった日の属する年度の収益として、翌年度に計上しているものが、1件、2万7,680円あった。</p> <p>また、収益区分を療育部門で計上すべきところ、医療部門で計上していた。</p> <p>(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>る年度の収益として計上するとともに、医療と療育の収益区分についても、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 役務の提供を行う単価契約の執行において、洗濯業務の費用については発注部門の数量により、医療部門と療育部門を区分して経理することとされているが、当該部門別の数量を把握せず、施設面積比で費用を按分し、経理しているものがあった。</p> <p>(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>役務の提供を行う単価契約の執行に当たっては、医療部門と療育部門に区分できる経費については、部門ごとに経理するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、不課税取引を課税取引として経理しているものが、17件、4万3,474円あった。</p> <p>(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、指導のあった事項については、課税区分の変更処理を行いました。</p>
<p>(2) 収入に係る事項</p>	
<p>《指導事項》</p> <p>ア 物品の売払いに当たっては、売払いの契約締結後、調定し、売払代金の完納後に当該物品を引き渡さなければならないが、調定を行わず、完納前に引き渡しているものがあった。</p> <p>(羽幌病院)</p>	<p>物品の売払いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 車両について不用の決定をしたときは、原則として、これを売り払うこととされ、売払いに当たっては、予定価格を定め、当該価格を上回る金額で売り払うこととされているが、予定価格を下回る金額で売払いを行っているものが、1件、4万円あった。</p> <p>(緑ヶ丘病院)</p>	<p>車両の売払いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 職員手当等</p>	
<p>《指導事項》</p> <p>特殊勤務手当の支給において、病院等に勤務する医師等である職員が、救急患者に対処するために自宅等で待機することを依頼された期間中に呼出しを受け、救急医療等の業務に従事したときは、夜間看護等業務手当を支給することとされているが、支給要件を誤ったことから、過払いとなっているものが、8名分、2万2,680円、未支給となっているものが、4名分、6,480円あった。</p>	<p>夜間看護等業務手当及び航空手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。</p>

<p>また、ヘリコプターによる傷病者の搬送の際に、当該傷病者の容態の変化に対処するため、医師又は看護師である職員が同乗したときは、航空手当を支給することとされているが、未支給となっているものが、1名分、5,700円あった。 (江差病院)</p>	
<p>イ 賃金</p>	
<p>《指導事項》 臨時職員の通勤手当の支給において、自動車等により通勤する場合は、その通勤距離に応じ支給額が定められているが、適用する加算額の区分を誤ったため、未支給となっているものが、1名分、7,436円あった。 (北見病院)</p>	<p>臨時職員の通勤手当の支給に当たっては、加算区分等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>ウ その他</p>	
<p>《指導事項》 フォーラム参加費用等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、3件、7万7,369円あった。 (道立病院局(旧保健福祉部所管分))</p>	<p>フォーラム参加費用等の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 契約に係る事項</p>	
<p>ア 工事契約</p>	
<p>《指摘事項》 工事請負契約において、契約金額が70万円以上の場合、請書を徴さなければならないが、これを徴していないものが、1件、73万4,400円あった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>工事請負契約に当たっては、関係法令等を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 工事請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、入札参加資格がないと認めた者に対して、その理由について説明を求めることができる期間を設け、入札日を定めなければならないが、この期間を確保せずに公告し、入札を行っているものがあった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>工事請負契約を制限付一般競争入札により行うときは、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員を指定し、完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 また、物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、その検査を行っていなかった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>少額工事の完成検査及び借入物品の納入検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>イ 委託契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 庁舎清掃等の業務委託に係る予定価格の積算において、委託期間内での庁舎移転を理由として、特段必要性のない費用を加えて積算したことなどから、予定価格が過大となっているものが、3件、1,372万2,196円あり、このうち、契約金額が割高となっているものが、2件、367万6,884円相当あった。 (北見病院)</p>	<p>委託料の積算に当たっては、関係通達等による積算方法により、適正な事務処理に努めるとともに、費用を加算して積算する場合には、その理由を明確にします。</p>
<p>(4) 業務委託契約において、業務内容、委託期間の変更に伴う業務委託料の増額分に係る積算を行わず、受託者から示された見積金額により契約変更を行っているものが、1件、864万円あった。 (北見病院)</p>	<p>業務委託契約の変更に当たっては、業務内容等に適合した積算を行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 業務委託契約の積算において、社会保険料や被服費などを人件費及び一般管理費等に、重複して計上したことから、予定価格が797万9,040円過大になっているものがあった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>業務委託契約の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (7) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>委託契約の執行に係る随意契約をする場合に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 委託契約等に係る見積合わせの執行において、無権代理人が提出した見積書及び記名押印がない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして、当該見積者と契約を締結しているものがあった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>委託契約等に係る見積合わせの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 機器等の保守点検業務委託契約において、予定価格の積算内訳と契約に定める業務内容が大幅に相違しているものがあった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>機器等の保守点検業務委託契約に当たっては、予定価格の積算内訳と契約に定める業務内容に齟齬が生じないように、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》 (7) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。 また、納入検査は、検査員が行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。</p>	<p>物品の納入における履行確認の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>なお、契約事務担当職員が検査を行ったものについては、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (江差病院)</p>	
<p>(イ) 電子計算機の賃貸借契約において、契約担当者等は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないが、これを定めずに契約を締結しているものが、2件、16万6,443円あった。 また、委託契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>賃貸借契約に係る予定価格の設定及び委託契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 自動車の売払いについては、契約書の作成を省略することができないが、これを省略しているものが、1件、10万円あった。 また、当該物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に、当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡していた。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>自動車の売払いに当たっては、関係法令等を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) 医薬品購入の単価契約に係る一般競争入札において、入札参加資格を有する者を誤って入札参加資格を有しない者として取り扱っているものがあった。 (羽幌病院)</p>	<p>一般競争入札の参加資格要件の資格審査に当たっては、関係法令等を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員が検査を行っているものがあった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>物品の納入に係る検査員の指定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 自動車用燃料の購入に係る単価契約を一般競争入札により行うときは、知事があらかじめ定めた物品の購入の資格を有する者を当該入札に参加する者に必要な資格の一つとして定め、公告することとされているが、誤った資格を公告し、入札に参加させているものがあった。 (企業局)</p>	<p>自動車用燃料の購入については、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 財産に係る事項</p>	
<p>物品</p>	
<p>《指導事項》 (ア) 委託契約において、契約の相手方に対し物品を供与するときは、あらかじめ物品払出決定書により当該物品の払出決定をし、物品受領書を徴さなければならないが、これらの処理を行っていないものがあった。</p>	<p>委託契約に係る物品の供与に当たっては、払出決定手続に関する関係法令等を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (江差病院)</p>	
<p>(4) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、郵便はがきについて、これを行っていなかった。 (羽幌病院)</p>	<p>郵便切手類の受払いの記録に当たっては、関係法令等を遵守し、関係職員に周知徹底の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》 法面改修工事において、植生工の設計に当たり、植生基材吹付工を選定する場合には、施工完了後、平均気温 5℃以上の日が60日間確保されなければならないが、設計時点から当該期間を確保できない工程であったにもかかわらず、この工法を選定していたため、植生不良となるおそれがあり、設計が適切でなかった。 (企業局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、設計基準等に基づき、工法選定、施工時期に十分留意し、適正な設計に努めます。</p>
<p>イ 積算</p>	
<p>《指導事項》 発電所改修工事において、施工時期が11月1日から3月31日までの冬期対象期間にまたがる場合には、諸経費を補正し計上する必要があるが、これを行わなかったことから、設計金額が247万3,200円過少となっていた。(企業局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算要領等に基づき、施工時期に係る補正に十分留意し、適正な積算に努めます。</p>
<p>5 公用車による交通事故等が発生しているもの</p>	
<p>公用車による交通事故</p>	
<p>《指導事項》 修繕費用が1件、10万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、20万3,126円の支出があった。 (企業局)</p>	<p>公用車による交通事故防止については、職員に対し交通事故防止に努めるよう周知するとともに、交通安全研修や公用車安全運転技術講習などを通じて職員の交通安全に対する意識及び技術の向上を図り、交通事故の防止に努めます。</p>
<p>6 資産の損傷等が発生しているもの</p>	
<p>物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》 修繕費用が1件、5万円以上の支出があるもの</p>	

パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、9万1,584円の支出があった。
(北見病院)

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することのないよう、適正な管理の徹底について職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。